

令和8年 第1回春日・大野城・那珂川消防組合議会定例会

- 1 招集年月日 令和8年3月25日（水曜日）午後3時30分
- 2 招集場所 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 3階 第1会議室
- 3 出席議員（9名）

1番 平 井 信太郎	2番 臂 英 治	3番 中 原 智 昭
4番 河 村 康 之	5番 松 尾 正 貴	6番 米 丸 貴 浩
7番 原 田 真 光	8番 羽 良 和 弘	9番 岩 渕 穰
- 4 欠席議員（0名）
- 5 本会の議長
1番 平 井 信太郎
- 6 会議録署名議員
7番 原 田 真 光 8番 羽 良 和 弘
- 7 地方自治法第121条の規定により出席した者（9名）

副組合長 堤 かなめ	副組合長 武 末 茂 喜
参 与 佐々木 康 広	参 与 橋 本 成 宣
参 与 小 原 博	消 防 長 池 上 文 貴
次 長 見 城 光一郎	署 長 糸 山 茂 春
総務課長 的 野 正 和	
- 8 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）
人事企画係長 梶 原 雅 治 人事企画係員 新 原 圭 祐
- 9 議事日程（第1号）
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 第1号議案 春日・大野城・那珂川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第4 第2号議案 春日・大野城・那珂川消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第5 第3号議案 春日・大野城・那珂川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 6 | 第 4 号議案 | 春日・大野城・那珂川消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 第 5 号議案 | 春日・大野城・那珂川消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 第 8 | 第 6 号議案 | 春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 第 7 号議案 | 令和 7 年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 第10 | 第 8 号議案 | 令和 8 年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算について |
| 第11 | 報告第 1 号 | 専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組
合規約の変更について） |

開会 午後3時30分

○的野総務課長 開会前に1点御報告いたします。井上組合長から、本日は、入院中のため病欠欠席する旨の届けがっております。それでは、平井議長よりお願いいたします。

○平井議長 皆さん、こんにちは。ただいまから、令和8年第1回春日・大野城・那珂川消防組合議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。これより議事に入ります。日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。7番原田議員、8番羽良議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、第1号議案「春日・大野城・那珂川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 皆様こんにちは。副組合長の武末でございます。本来であれば、井上組合長から提案理由の説明をさせていただくところですが、病欠欠席でございますので、私が代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ここに令和8年第1回春日・大野城・那珂川消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に消防組合から提案しております案件は、条例案件6件、予算案件2件、報告1件の計9件でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案につきまして、御説明いたします。本案は、第4次春日・大野城・那珂川消防組合消防力整備計画に基づき、消防本部の組織機構について変更があることから、所要の規定の整備を図るものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第1号議案について補足説明いたします。恐れ入りますが、表紙右上に黄色い印を付けております議案概要、1ページをお開きください。

2の改正内容でございます。第4次消防組合消防力整備計画に基づき、係名称を人事企画係から総務企画係へと変更するものでございます。今後、機構改革等により、係名称の変更があった場合、その都度条文の改正が必要になること。

また、各業務について、総務課全体で柔軟に対応をしていくことが必要であることから、係名まで明記しないものでございます。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上で第1号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第1号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第1号議案「春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、第2号議案「春日・大野城・那珂川消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第2号議案につきまして、御説明いたします。本案は、国家公務員の本年度の給与の改定に鑑み、これに準じて、春日・大野城・那珂川消防組合の職員の給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当について改定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第2号議案について補足説明いたします。引き続き、議案概要の2ページを御覧ください。

2の改正内容でございます。(1)の給料表の改定でございますが、民間給与との較差を埋めるため、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、給料表の水準を消防職給料表、行政職給料表ともに、引き上げるものでございます。

次に、通勤手当の改定でございます。(2)を御覧ください。まず、アについてでございます。66,400円を上限とし、自動車等の使用距離の区分に応じて、規則で定める額を支給することを規定するものでございます。

次に、イについてでございます。1か月当たり5,000円を上限とし、通勤に伴う駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

次に、期末勤勉手当の改定でございます。(3)を御覧ください。民間の支給状況に見合うよう、再任用職員も含め年間支給月数を0.05月分均等に引き上げ、それぞれ配分するものでございます。再任用以外の職員につきましては、年間支給月数を4.60月分から4.65月分に改め、再任用職員については、2.40月分から2.45月分に改めるものでございます。

また、令和8年度以降においては、6月期及び12月期が均等になるように配分することとしております。

次に、3の施行期日につきましては公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては、令和8年4月1日施行するものでございます。

次に、4の適用についてでございますが、給料表の規定については令和7年4月1日から、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の規定は、同年12月1日から適用するものでございます。

以上で第2号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第2号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第2号議案「春日・大野城・那珂川消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、第3号議案「春日・大野城・那珂川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第3号議案につきまして、御説明いたします。本案は、国家公務員の本年度の給与の改定に鑑み、これに準じて、春日・大野城・那珂川消防組合の会計年度任用職員の給料及び勤勉手当について改定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第3号議案について、補足説明いたします。引き続き、議案概要の4ページを御覧ください。

2の改正内容でございます。第2号議案、消防組合職員の改正に準じ、会計年度任用職員の給料表及び勤勉手当の改定を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からでございますが、第1条の給料表の規定については令和7年4月1日から、令和7年12月期の勤勉手当の規定は、同年12月1日から適用するものでございます。第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第3号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第3号議案「春日・大野城・那珂川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、第4号議案「春日・大野城・那珂川消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第4号議案につきまして、御説明いたします。本案は、職務の特殊性並びに国及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、緊急消防援助隊等として出動した職員に係る緊急消防援助等業務手当の支給について規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第4号議案について、補足説明いたします。引き続き、議案概要の5ページを御覧ください。

2の改正内容でございます。消防庁長官の求め、又は、指示により緊急消防援助隊等として出動した職員に、緊急消防援助等業務手当を支給するものでござい

ます。支給額については、1日につき1,080円とし、災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域など、組合長が著しく危険と認める区域において業務に従事した場合は、2,160円を支給するものでございます。

次に、3を御覧ください。東日本大震災以降に緊急消防援助隊等として出動した実績を表にまとめたものでございます。表の1番目「東日本大震災」、2番目「平成28年熊本地震」、4番目「平成30年7月豪雨」、5番目「令和2年7月豪雨」は、いずれも緊急消防援助隊として出動した災害でございます。表の3番目「平成29年7月九州北部豪雨」については、当消防本部は朝倉市へ出動しておりますが、これは福岡県内で発生した災害であったことから、緊急消防援助隊としてではなく、福岡県消防相互応援協定に基づく県内応援の枠組みでの出動でございました。

なお、当該災害において、他県は緊急消防援助隊として出動しており、今回の改正では、福岡県消防相互応援協定に基づく県内応援出動であっても、このように緊急消防援助隊出動規模の災害となれば、緊急消防援助等業務手当を支給するものでございます。

次に、4を御覧ください。緊急消防援助隊として出動した場合の手当の財源についてでございます。緊急消防援助隊が消防庁長官の指示を受けて出動した場合は国庫負担となり、求めに応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されることとなっております。

5の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で第4号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第4号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第4号議案「春日・大野城・那珂川消防組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、第5号議案「春日・大野城・那珂川消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第5号議案につきまして、御説明いたします。本案は、国家公務員に係る旅費制度の改正に伴い、旅費の種類、請求手続等について全面的に見直しを行うため、春日・大野城・那珂川消防組合職員等の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第5号議案について、補足説明いたします。引き続き、議案概要の6ページを御覧ください。

2の主な改正内容でございます。(1)を御覧ください。旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接、旅行代理店、引越し業者、クレジットカード会社等の旅行役務提供者に旅費相当額を支払うことができる規定を新設するものでございます。

次に、(2)を御覧ください。表のとおり旅費種目ごとの取扱いの変更をするものでございます。表中、宿泊費については定額支給であったものを上限付きの実費支給とするものでございます。宿泊する都道府県によって、支給額は異なりますが、御覧の金額内で支給するものでございます。

次に、今回新設いたします、包括宿泊費につきましては、パック旅行に要する費用についても、実費での支給をするものでございます。

次に、日当については、現在、福岡県外において宿泊を伴う研修等への出向の際には日額最大2,200円の日当を支給しておりますが、こちらは廃止するものでございます。

最後に、新設いたします宿泊手当につきましては、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる手当とし、1夜につき2,400円を支給するものでございます。

なお、宿泊費の支給額及び宿泊手当額については、春日・大野城・那珂川消防組合職員等の旅費に関する条例施行規則に規定することとしております。

次に、(3)を御覧ください。旅費を未清算である者及び過払い金が未返納である者に対して、返納を求める旅費相当額を給与から差し引くことができる規定を新設するものでございます。

次に、3の附則についてでございます。(1)の施行期日は令和8年4月1日としております。

次に、(2)の経過措置についてでございますが、施行期日である令和8年4月1日以前に旅行命令等を発した旅行については、改正前の規定によることを規定しているものでございます。

次に、(3)の改正する関係条例でございます。記載しております5つの条例につきまして、今回の全部改正に伴い、引用条例の字句の整理をするものでございます。

以上で第5号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第5号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第5号議案「春日・大野城・那珂川消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、第6号議案「春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第6号議案につきまして、御説明いたします。本案は、総務省令の一部改正が行われたこと。また、火災に関する警報の見直しを行う必要があることから、所要の規定の整備を図るものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第6号議案について、補足説明いたします。引き続き、議案概要の8ページを御覧ください。

2の主な改正内容でございます。(1)のサウナ設備に係る規定の改正でございます。

アにつきましては、屋外等のテント及びバレルに設ける放熱設備を規定した簡易サウナ設備の基準を追加し、また、火を使用する設備等の設置に関する届出の対象として追加したものでございます。

イにつきましては、サウナ設備の基準としていたものの名称を一般サウナ設備に改正するものでございます。

次に、(2)の火災に関する警報に係る規定の改正についてでございます。

アにつきましては、火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものでございます。

イにつきましては、条例第29条の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限を破線で囲んでおりますが、第7号の部分に関しては、情勢の変化等を踏まえて削除されるものでございます。

次に、(3)の林野火災に関する注意報に係る規定の改正でございます。

アにつきましては、組合長は気象状況が林野火災の予防上、注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることを規定するものでございます。

イにつきましては、注意報が発せられた際の火の使用制限の努力義務を破線で囲んでおります、第29条第7号を除く各号のとおりとすることを規定するものでございます。

ウにつきましては、組合長は、林野火災の危険性を勘案して、当該対象となる区域を指定することができることを規定するものでございます。

次に、(4)の林野火災に関する警報に係る規定の改正でございます。組合長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、当該対象となる区域を指定することができることを規定するものでございます。

次に、(5)の火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出に係る規定の改正でございます。火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に「たき火」が含まれることを明確にするものでございます。参考ま

でに注意報、警報発令基準等につきましては、下表のとおり規則で定めるものとしております。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日からでございます。

以上で第6号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第6号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第6号議案「春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、第7号議案「令和7年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第7号議案につきまして、御説明いたします。本案は、令和7年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算について、財源、事務事業等に異動を生じたことに伴い、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したので、同法第96条第1項第2号の規定により消防組合議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第7号議案について、御説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の1ページを御覧ください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ672万6千円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ30億8千263万4千円とするものでございます。第2条は繰越明許費の追加となっております。2ページを御覧ください。歳入の概要でございます。2款使用料及び手数料を10万円増額、6款寄附金を4千312万9千円増額、7款繰入金を375万3千円減額、8款繰越金を1千900万円増額、9款諸収入を110万2千円減額、10款組合債を6千410万円減額するものでございます。

3 ページを御覧ください。歳出の概要でございます。3 款消防費を 672 万 6 千円減額するものでございます。

4 ページを御覧ください。第 2 表の繰越明許費でございます。令和 7 年度消防救急デジタル無線設備整備負担金のうち、無線設備更新工事負担金 1 億 4 千 681 万 1 千円について、今年度中の工事の出来高が一定の水準に至らず、年度内に支出が終わらないことが判明したため、繰越明許費に追加するものでございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。歳入歳出の内容を御説明いたします。歳入についてでございます。2 款使用料及び手数料でございますが、危険物施設の設置許可等申請件数の増加に伴い増額するものでございます。6 款寄附金でございますが、春日市在住の 1 名の方から高規格救急自動車購入のため、また、大野城市在住の 1 名の方から救急隊が使用する訓練人形及び市民を対象とした救命講習で使用する訓練人形の購入費として寄附を採納しましたので増額するものでございます。7 款繰入金でございますが、はしご車オーバーホール費の減額に伴う消防施設整備基金繰入金の減額でございます。

8 ページを御覧ください。8 款繰越金でございますが、令和 6 年度決算剰余金の発生に伴い増額するものでございます。9 款諸収入でございますが、防火管理者講習会の受講者数の減少に伴う手数料の減額、福岡空港環境整備助成事業の対象である大型放水ノズル購入に伴う助成金の増額及び福岡都市圏広域行政事業組合補助金につきましては、通信指令業務共同運用負担金の減額に伴い助成金も減額するものでございます。10 款組合債でございますが、今年度、地方債を借り入れての各事業でございます。高規格救急自動車更新事業につきましては、寄附金の採納により減額、消防救急デジタル無線携帯型移動局無線装置更新につきましては、入札結果及び契約締結により減額するものでございます。消防デジタル無線共同更新整備アスベスト分析調査委託、消防救急デジタル無線共同更新整備負担金及び消防指令管制情報システム非常電源確保事業負担金につきましては、委託費及び負担金の減額により減額するものでございます。

次に歳出についてでございます。9 ページを御覧ください。3 款 1 項 1 目消防費 2 節給料及び 3 節職員手当等でございますが、人事院勧告に伴う給与改定により増額するものでございます。4 節共済費でございますが、人事院勧告に伴う給与改定による増額と、育児休業取得及び負担金掛率の変更による減額とを総じて減額するものでございます。10 節需用費でございますが、防火管理講習会受講者の減少に伴いまして、講習会用品購入費の減額、また、修了証等交付の減少に伴い、11 節役務費の郵便料を減額するものでございます。14 節工事請負費でございますが、女性職員用洗濯機及び衣類乾燥機設置工事費の減額によるものでございます。18 節負担金、補助金及び交付金でございますが、消防救急デジタル無線設備整備負担金及び消防指令管制情報システム負担金の減額によるものでございます。24 節積立金でございますが、令和 6 年度消防本部（署）バリアフリー化工事における福岡空港環境整備助成事業助成金の積立未執行により増額するものでございます。

次に 2 目消防施設費 10 節需用費でございます。こちらは、はしご車オーバーホール費の減額によるものでございます。17 節備品購入費でございますが、南高規格救急自動車更新及び消防救急デジタル無線携帯型移動局無線装置更新事業の入札の結果により減額するものでございます。

以上で第 7 号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第7号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第7号議案「令和7年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、第8号議案「令和8年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第8号議案につきまして、御説明いたします。本案は、地方自治法第211条第1項の規定により令和8年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計の当初予算を調製したので、同法第96条第1項第2号の規定により消防組合議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 第8号議案について、補足説明いたします。黄色の付箋のついた議案概要にお戻りください。14ページを御覧ください。1の令和8年度歳入、歳出合計につきましては、当初予算額31億5千909万円で、前年度比6千993万円の増額となっております。次に、2の歳入についてでございます。前年度から増減があるもののみ御説明いたします。

1款分担金及び負担金の総額は、25万6千円増額の27億5千893万7千円となっております。

なお、1款分担金及び負担金につきましては、前年度までは1項1目1節分担金、1項2目1節特別分担金及び2項1目1節負担金の科目構成としておりましたが、令和7年11月14日に行われた令和8年度当初予算財政ヒアリングの結果に基づき、1項1目1節構成市負担金に統合した構成としております。構成市それぞれの負担金の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5款財産収入は、106万1千円増額の126万3千円、7款繰入金は、1千19万4千円減額の3千836万6千円の繰り入れで、基金を繰り入れての事業は、消防本部(本署)庁舎等改修工事基本設計及び屋内訓練場天井改修工事に係る全体計画認定申請手数料となっております。

続きまして、9款諸収入は、599万3千円減額の1千1万9千円でございます。10款組合債は、8千480万円増額の3億4千990万円となっております。

次に、3の歳出についてでございます。こちらも歳入と同様、前年度から増減があるもののみ御説明いたします。2款総務費は、総額で2万円増額の299万1千円で、1項総務管理費及び2項監査委員費の内訳は記載のとおりでございます。

次に、3款消防費は、総額で1億850万2千円増額の30億1千752万円でございます。内訳でございますが、1項1目消防費は1億1千126万3千円増額の28億7千811万1千円、1項2目消防施設費は276万1千円減額の1億3千940万9千円でございます。歳出予算における前年度との主な増減内訳につきましては、後ほど御説明いたします。

続いて4款公債費でございます。各事業費の償還完了に伴い、元金と利子合計で3千859万2千円減額の1億3千85万9千円でございます。

次のページを御覧ください。4、令和8年度中の主な事業について御説明いたします。まず、(1)及び(2)の高規格救急自動車の更新でございます。令和8年度につきましては、西出張所及び北出張所に配置しております2台が更新の対象となっております。(1)の西高規格救急自動車更新事業費は4千900万円でございます。財源につきましては、緊急消防援助隊登録車両であるため、地方債のうち、令和12年度まで存続決定いたしました緊急防災減災事業債の活用と一般財源となり、金額は記載のとおりでございます。

また、(2)の北2号高規格救急自動車更新事業費は4千400万円でございます。財源につきましては、地方債のうち、施設整備事業債及び一般単独事業債の活用と一般財源となり、金額は記載のとおりでございます。次に、(3)の屋内訓練場天井改修工事に係る全体計画認定申請手数料につきましては、2万7千円でございます。財源は基金であり、内容といたしましては、本部（本署）庁舎の3階にあります屋内訓練場の天井が、耐震基準上、既存不適格であり、令和10年度以降の同庁舎大規模改修工事と併せて実施するため、天井改修期限を延長するものでございます。(4)につきまして、消防本部（本署）庁舎等改修工事に係る基本設計といたしまして、計上額は3千834万円であり、財源は基金でございます。(5)の福岡都市圏消防通信指令業務共同運用負担金、(6)の消防救急デジタル無線設備整備負担金、(7)の消防指令管制情報システム構築及び庁舎改修実施設計負担金につきましては、昨年度同様の継続事業でございます。事業費、財源は記載のとおりでございます。最後に(8)の西出張所トレーニング機器更新事業につきましては、事業費804万2千円であり、財源は一般財源でございます。

次のページを御覧ください。5の令和8年度中の歳出予算における主な増減内訳についてでございます。(1)の3款消防費についてでございます。給料、職員手当等、共済費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により増額となり、給料は前年度比2千832万5千円、職員手当等は3千117万5千円、共済費は367万7千円の増額でございます。

次に、需用費は、救急医療用資器材の購入資器材数減による621万5千円の減額。役務費は、デジタル無線機保守対象及び指令システム保守期間の減少による668万8千円の減額。委託料は、電話自動応答装置導入、県総合防災訓練及び消防救急デジタル無線共同更新に伴うアスベスト調査完了による375万8千円の減額。使用料及び賃借料は、事務系ネットワークシステム更新リース契約開始等による515万3千円の増額。工事請負費は、女性職員用洗濯機及び衣類乾燥機設置工事完了による143万4千円の減額。備品購入費は、特殊災害用除染シャワーテント、火災対応活動用品及び署活動系携帯型無線機購入完了による312万8千円の減額。負担金は、消防救急デジタル無線設備整備負担金増による6千264万2千円の増額となっております。

続きまして、2目についてでございます。需用費は、はしご車オーバーホール完了による4千856万円の減額。委託料は、消防本部（本署）庁舎等改修工事基本設計による3千834万円の増額。工事請負費は、消防団緊急伝達システム撤去

工事完了による 1 千 480 万 6 千円の減額。備品購入費は、西出張所トレーニング機器、西高規格救急自動車及び北 2 号高規格救急自動車の更新による 2 千 223 万 8 千円の増額となっております。(2)の 4 款公債費につきましては、償還元金が、西出張所庁舎整備、消防・救急デジタル無線回線接続工事並びに救助工作車整備及び北タンク車整備事業償還完了による 4 千 242 万 4 千円の減額となっております。

以上で第 8 号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。第 8 号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第 8 号議案「令和 8 年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、報告第 1 号「専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）」でございます。提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 報告第 1 号につきまして、御説明いたします。本案は、福岡県市町村職員退職手当組合に加入している 1 団体が解散し、同組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及び 1 団体が名称変更することに伴い、同組合規約を改正する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める必要が生じましたが、消防組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、消防組合議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

○池上消防長 議長

○平井議長 池上消防長

○池上消防長 報告第 1 号について、補足説明いたします。議案概要の 17 ページを御覧ください。

1 の提案理由の詳細についてでございますが、令和 8 年 3 月 31 日限りで「久留米市外三市町高等学校組合」が解散され、令和 8 年 4 月 1 日から「久留米広域市

町村圏事務組合」が「久留米広域消防組合」に名称を変更すること等に伴い、福岡県市町村職員退職手当組合理約が変更となるため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める必要がありました。しかし、退職手当組合への報告期限が令和 8 年 3 月 23 日までであり、消防組合議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規程により専決いたしましたので、消防組合議会の承認を求めるものでございます。

2 の改正内容を御覧ください。福岡県市町村職員退職手当組合理約の別表について組織団体等の表記が改正されるほか、解散する団体が削除されます。

3 の福岡県市町村職員退職手当組合理約の施行日は令和 8 年 4 月 1 日でございます。

以上で報告第 1 号の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。報告第 1 号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、報告第 1 号「専決処分について（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について）」は、承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会の全日程の議事は、全て終了いたしました。よって、令和 8 年第 1 回春日・大野城・那珂川消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 19 分